

意見発表者から頂いたご意見

氏名(五十音順)	府県	市町村	所属・役職等	頁
酒井精治氏	大阪府	箕面市	箕面市止々呂美地区まちづくり協議会 会長	p.1
増田京子氏	大阪府	箕面市	箕面市議会議員	p.2

## 余野川ダム建設促進について

酒井精治氏

### 余野川ダム建設受け入れ迄の経過について

- ・昭和 47 年民間による宅地開発で止々呂美地域の活性化(過疎化対策)に着手。
- ・昭和 52 年旧建設省によって余野川ダム建設計画が発表される。  
(地元反対表明 大阪府公的開発を意志表示 旧建設省過疎化含め全面協力を表明 地元下流の利水、治水に一定の理解 地元ダム建設を受け入れる。)

### 新河川法の取り扱いについて

- ・余野川ダム旧法で着手
- ・法律が改正された場合は経過措置をもって利害関係者を救済する義務がある。
- ・余野川ダムの特殊事情(宅地開発の予定地の一部「地元にとっては商品」にダムを計画、地元との交渉経緯)を考えれば淀川水系流域委員会への諮問から外すべきであった。
- ・他の地方整備局管内ではダム建設が行なわれるか、ないしは予定されている所も地域の実情を考慮してか当該委員会は設置されていない所もある。
- ・近畿地方整備局のやり方には疑問を感じる。
- ・委員会は地元の実情を十分に把握せずに審議している。(近畿地方整備局は委員会に地元の実情を十分説明していない)

### 環境について

- ・偏った環境保護は別の環境破壊を生む。  
(鹿、猪、鳥類、猿、アライ熊等による被害 住民避難、農作物被害、果樹被害、樹木枯死)
- ・環境の治癒力

### 止々呂美地区のダムの必要性について

- ・余野川ダムについては、単なる利水や治水のためでなく、地元にとっては、ダムありきでの将来ビジョン(まちづくり、就労、観光、治水等)達成を願望し、そのために土地、財産を犠牲にしている。待った無し!
- ・国交省には、当初表明通りにダムをつくる責務がある。

### 余野川ダム建設促進について

- ・一庫ダムの利水の余野川ダムへの一部振替(多田地区の狭窄部の開削と余野川ダム建設の場合の費用と環境破壊の比較)
- ・非常時の場合の中小ダムの重要性  
(将来の水需要、環境保護、テロ対策、異常気象)
- ・用地買収、導水道トンネル工事の 99%の進捗率をみている
- ・地元は 27 年間耐えに耐えダム完成を待ち望んできた。
- ・宅地開発は環境に十分配慮したものであり、地域の自然に与える影響は大きくない。

### 今回の発表についての問題点

- ・流域委員会の審議未了の中での発表
- ・地元とのダム事業推進に向けての基本協定違反
- ・ダム中止の場合の補償問題(水と緑の健康都市宅地のイメージダウン、過疎化対策、既存集落の整備、慰謝料等)

## ～ 淀川水系流域委員会について～

1997年の河川法改正により2000年に始まった淀川水系流域委員会準備会から数えて5年以上の歳月と労力、経費を費やし、淀川水系流域委員会が提言、意見書などを提出してきた建設、工事中の5つのダムについて2005年7月1日、国の方針が示された。その中の一つである余野川ダムについて今回、意見交換を行うわけだがその前にこの委員会のあり方について触れておきたい。

私は2001年から時間が許す限り委員会の傍聴を続け、また意見書や傍聴者発言を繰り返してきた。これまでの行政が設置する委員会、審議会では行政が示した案に形式的に御墨付きを与えるだけ、また意見を言っても少数意見は尊重されず多数をもって行政の意向に追随するものが多くみられていた。市民のおかしいのでは、という意見は感情的感情的で内容がないといわんばかりに切り捨てられてきた感がある。それは住民自治、地方自治といわれながら、民主的な市民意見の反映の仕組みがまだ充分位置づけられていなかったからではないか。昨今、行政の財政が厳しくなる中、市民参加やNPO参加と言われつつも、行政の判断と異なることに対しては、住民に充分に情報が行き届いて対等平等に議論ができるところまで日本の民主主義は育ってこなかった。行政の意識も、またこれまでのやり方に慣らされてきた住民の意識も、自立したものとは言えない状況が続いた。この流域委員会も、当初はそのような委員会になるのではとあまり期待はしていなかったが、資料が傍聴者にも対等に配布され、それを持ち帰ることができた。その時点から公開性が見受けられたが、それだけではなく、多くの意見を取り入れるとして傍聴者発言ができたことは民主的な運営が一定保証された。そして聞くだけでなく、議論に取り入れられもした。傍聴者としても勉強して望まなければと襟を正して発言をしてきたつもりだ。後半になって非公開の委員会が目立ったが、これまでの流れを見ているとだいたいどのような議論がされているのかは理解できる。しかし丁々発止とした議論が公開の場でできるようにならないと本物ではないだろう。そしてその議論を聞く傍聴者も議論の過程の重要性を認識しなければいけないし、意見があるのなら自分の意見が反映されるこの委員会の場で発言すべきであろう。ただ多くの市民にそれが可能かと言えば難しい面もあるが、意見交換会なども開催され、これまでにない民主的な委員会となったことは、近畿地方整備局と委員会に敬意を表したい。これが淀川モデルといわれる所以である。問題点としては多数の傍聴者が参加しながら残念なことに発言者は少ない。議論の内容に納得されていると判断してよいのか疑問が残る。また広い会場が必要なことは理解できるが全体にもう少し経費が削減されるよう検討を求め。また利水、治水においても他機関との調整は縦割りの行政にあって進展が阻まれることもあることだが、ぜひ広範な視点にたって調整をするシステムを河川管理者が早急に作るよう委員会としても取り組んでいただきたい。

## ～余野川ダムの方針について～

以上のような形態で行われた委員会の提言、意見を受けて国土交通省は「余野川ダム建設は当面実施せず」と方針を示した。それについて意見を述べる。「当面」ということばの意味が理解できかねるが、国が建設、工事中のダムを「実施せず」と見直したことは評価する。この件については資料として添付した7月1日太田知事定例会見を見て頂きたい。知事も「公共事業全般がそうだけれども、時代の要請に応じて適切に見直しを行っていく、ということが必要なことだと思っております……。」と発言をされている。そして2点、治水対策と周辺開発への影響を問題提起されている。しかし「これから国と交渉して、治水効果等々についての代替措置を協議していくわけです。その交渉の過程で、やっぱりつくってもらわなきゃ困るということはないとは言えませんが、私は、公共事業全体を見直す中での、国土交通省のとられた一つの真摯な対応の中の結論であると思います。ですから、そういう方向の中で、府としてもある程度協力はしていかなきゃいけないんじゃないだろうかと思っております。」と発言されている。国のこの方針に対して大阪府も協力していくという姿勢は大きな時代の転換期を感じさせる。その中で具体的に委員会だけでなく河川管理者に対して質問、提案も含め意見を述べたい。

### （治水）

人命と財産を守るためにダムが必要と言われ続けてきたが、ダムでは守りきれないことが明らかになった。

委員会はこれまで取り上げられなかった点を指摘していると感じる。7月21日に開催された流域委員会でも今本委員発言の中に「余野川ダムはもともと無理のある計画」とあり、余野川本川ではなく北山川につくることの問題点を指摘されている。そして集水面積の狭さにも触れられているが、これは素人ながら常々私が疑問に思っていた大きな問題点である。そしてこのことも含め「下流の洪水調節への効果がきわめて限定的」となり、国が今回それを認めた方針を示した。

しかし、治水対策の欠点ではないかと感じるのが、やはり同じ一本の川につながるで河川でありながら管理者が違うことである。余野川ダムも予定地と導水トンネル地域は国管轄だが、導水トンネル以下猪名川までのほとんどが大阪府管轄。また銀橋上流は兵庫県管轄（その他もある）。これまでそれぞれの河川管理者がこ川全体の治水をどのように一体的に見てきたのか、に改めて疑問を感じる。

今回の調査検討の取りまとめに「これからは河道改修の実施にあたっては大阪府と兵庫県と調整をしながら、詳細な検討を行う」とあるが、太田知事が言われるように神崎川の掘削事業との連携なども含め流域全体を見据えた治水に早急に臨んで頂きたい。

また川西市域と池田の間、絹延橋周辺の無堤地区下流に猪名川大橋の橋脚が川の中に建設されているが、この巨大な橋脚は十分な治水対策をとられて建設されたのか非常に疑問を感じる。このような構造物を河の中に作っても良いものなのか。人命財産を守れといいつつ、この橋脚を見る度に感じる疑問である。

以上のようなことは治水対策として河川整備計画にどのように掲載されるのかお聞きしたい。

### （利水）

利水については箕面市も阪神水道企業団も撤退を表明しており「見込み」ではない。（添付資料参照）。この添付資料は以前にも委員会に提出されているが、ここに書かれているように大阪府からの要請もあり、経済性と安定性等を検討し水源変更を進めてきた。しかし特定多目的ダム法の基本計画がまだ変更されない間は府営水としての事業着手はできないとある。

また確かに「当面実施せず」であるからこれからの費用負担は無いと考えられるが、2004年2月の特定多目的ダム法施行令改正を受け撤退ルールが一定整備されたが具体的にどのような精算の仕方になるのか不明ななか、箕面市は府営水への移行計画を進めなければならない。これまでダムに対して支払った分があり二重の水源地負担となることも含め、早急に基本計画から利水「使用権の設定予定者」をはずす必要があるがそれはいつ頃になるのか、早急に対応して頂きたい。

(環境)

ダム湖予定地は周辺工事の土砂置き場として利用されたり、工事用道路の取り付けや土砂崩れ防護のために頑丈なフェンスがつくられるなどして、大きく環境が変化している。

今回環境の重要性がやっと認められた1997年の改正河川法に基づいて議論が行われてきたのであるから、国所有地として国の責任において環境復元を求める。委員会でも発言したが、さまざまな市民の方々とともに協議会なども設置してこのダム湖予定地をどのように環境に配慮したものにするのか検討していただきたい。

(今後)

「環境」で触れたが、今後については、まず作られた導水トンネルも含めこのダム湖予定地をどのようにしていくのか検討が必要。また太田知事は記者会見で恒久調整池と言っているが、ため池なのかダムなのか、どのように捉えられているのかお聞きしたい。そしてもしこのようなものを作った場合、どこが管理をするのか。これからはそのような問題が出てくるが、その調整はどこがするのかお聞きしたい。地元止々呂美とはダム前提の26項目の要望などの話しが進められてきた。ダム建設は当面実施されないことになったが、この要望やこれからの止々呂美のまちづくりに対しては国も責任をもって臨んでいただきたい。

2005年7月1日知事定例会見 余野川ダム部分抜粋

### 【余野川ダム事業】

それから、3番目は、余野川ダム事業について申し上げておきます。

今日、ちょうど同じ時刻から、近畿地方整備局のほうで、淀川水系の五つのダムについての国の答申が発表されております。

淀川水系の国のダムは、丹生ダム、大戸川ダム、川上ダム、天ヶ瀬ダム、それから、余野川ダムという、この五つのダムについて、これまでの方針を見直すということで、国土交通省でこれまで鋭意作業を続けてこられました。それが今日、国土交通省の考え方ということで発表されているわけでありまして。

私ども大阪府として一番関心が高いのは、言うまでもなく余野川ダムでありますけれども、この余野川ダム事業は、きょうの発表によりまして、当面実施しない方針となる模様です。

私どもの考え方はこういうことでございます。まず、五つのダム、余野川ダムを含めて、見直しをされたということは、これは公共事業全般がそうですけれども、時代の要請に応じて適切に見直しを行っていく、ということが必要なことだと思っておりますから、きょうの見直しの発表というの、それ自体、私は必要なことだと思っております。

しかし、中身について申し上げておかななくてはならないことが幾つかあります。一つは、余野川ダムについて言うと二つあります。利水のほうでは、箕面市と阪神水道企業団が、撤退の意向を示しておられますので、こちらのほうでは特に大きな問題は生じないかと思っておりますが、しかし、治水のほうで、余野川ダムと同じだけの治水効果が、注目しております猪名川、神崎川の流域で実現できるかどうかということとです。

また、水・緑の都市整備において、余野川ダムを前提として、これまでまちづくりの計画をつくってきたわけですから、それへの影響、特に地元や関係者、地権者への影響がどの程度あって、それらへの影響を最小限に食いとめる必要があるのではないかという点、この2点について、私どもとしては、国とこれから交渉していこうと思っております。

国の今の見直しの方針では、余野川ダムにかわって、余野川ダムの洪水調節の必要性は変わらないという認識を持ちながら、特に緊急性を要する猪名川上流部で浸水被害を軽減するための措置を、優先して実施するということになっています。

これは、具体的に言いますと、川西市あたりの猪名川がちょっと細くなっているところを広げたり、あるいは、下流部で河川改修をするということが内容になっているようです。

なお、私どもとしては、これでほんとうに余野川ダムと同じだけの治水効果が発揮できるのか、という点をきちんと精査したいと思っております。

今までのところ、猪名川だけではなくて、その下流に神崎川というのが私どもはありますので、そこで掘削事業をやっているんですが、これとの関係を、今の猪名川の事業との関係をどのように見て、余野川ダムの治水効果を両方で上げていくか、また、追加すべきことはないのか、さらに国にやっていただくべきことが出てくるんじゃないか、という視点でよく見てみたいと思っております。

それから、水と緑の健康都市との関係では、今申し上げたように、地元地権者に大きな影響を与えることとなります。従って、この治水上の効果と、水・緑の健康都市の建設への影響と、この二つの側面から国に代替措置を講じていただくということのためには、何が具体的に必要になってくるのか、十分に精査をした上で国と、できるだけ急いで協議に入りたいと思っております。

いずれも大変長い経緯のもとで進んできた事業です。そして、関係者がたくさんおられます。こうなったからすぐ、じゃ、そうしましようというわけにはまいりません。

今申し上げたような観点から、大阪府が果たしていくべき役割をしっかりと果たしていくということを今日の時点では申し上げておきたいと思います。

地方整備局も、今日の公表が最終案ということではなくて、これを下敷きに、私どもをはじめとして関係者と協議をしていきましょう、こういうことでありますので、それに入っていくというふうにご理解いただきたいと思います。

#### 【質疑応答】

《記者》 水・緑の計画自体の見直しとか、そのあたりのことは、特に、現時点では視野には入っていないということでしょうか。

知事 さっき申し上げたように、どのような影響があるのかということを確認した上で、国には、それにかわる措置を求めるとというのが基本です。

ですから、あそこは、現在のところ、住宅地の整備とともに道路ネットワークの整備を進めることにしていますが、それらを中止するという事は一切考えておりません。

予定どおり進めるにはどうしたらいいかという観点から、国に何を求めていくかを考えていくということが基本です。

《記者》 水の看板を外されないということなんでしょうか。

知事 現在のところ、そういうことはまだ考えていません。

《記者》 水と緑ということで、ダムが中心だったわけですね。その中で、ダムがなくなるといふことで、当然大幅な変更が予想されるのですが、ダムは、環境の観点と財政の観点から中止するわけですが、規模縮小などを、これを機会に考えるということにはならないのでしょうか。

知事 今日発表されたばかりで、それが地元や地権者にどのような影響を与えるのか。あるいは、その代替策として、さっき水という話が出ましたけれども、ダムでなくても調整池という代替案だってあるわけです。

そういうことを含めて、今後どう対応していくかということが出てこない、現在の計画をどうするということまで議論するのは時期尚早なんじゃないかなと思います。

私どもがねらっている治水、景観、その他のことがどのような形で代替されるのかということを見極めた上で、また議論させていただきたいと思います。

《記者》 水と緑の関係ですけれども、具体的にどういう影響が考えられて、真ん中のダムが空っぽになってしまう現状から、最終的に、どのような影響が出てくるというふうな、その影響を想定すると、どんなことを国に具体的にもう少し要望していきたいなというふうな、知事はお考えでしょうか。

知事 一つは、道路ネットワークとの関係で申し上げますと、これまでダムのつけかえ道路の形で道路を整備するという事になっていたわけですが、ダムができないということになると、道路の整備について費用負担をどうするのかという問題が出てきます。

それから、ダムはなくなっても、治水の必要性というのは国土交通省も認めているわけですから、水を何らかの形で調整する、例えば恒久調整池というものも考える必要が出てくるわけですね。

したがって、さっきから「水と緑」という言葉がありますけれども、ダム湖じゃないけれども、恒久調整池のような形でいけばできるという可能性も私は、大いにあると思っています。

ですから、今申し上げたようなことを国と協議する中で、どういう形になっていくのか私どもも考え、また地元ともご相談をしていくということになります。

《記者》 基本的には、大阪府として、淀川等については、ダムそのものをつくるべきであるという主張はしていかないわけですね。

(知事 これから国と交渉して、治水効果等々についての代替措置を協議していくわけです。その交渉の過程で、やっぱりつくってもらわなきゃ困るということはないとは言えませんが、私は、公共事業全体を見直す中での、国土交通省のとられた一つの真摯な対応の中の結論であると思います。

ですから、そういう方向の中で、府としてもある程度協力はしていきなさいいけないんじゃないだろうかと考えております。

《記者》 今後、代替の措置とかもかなり注目されると思うんですけども、その議論というのはあくまで水面下で、これから国と府との調整あるいは府と関係者との調整ということで進められる予定なのか、それとも公開の場で、検討委員会のようなものが設置されて、第三者も含めてやっていかれるのか、そのあたりは知事としてはどのようにお考えですか。

知事 当初、国との協議という意味では、水面下といったらおかしいですけども、お互い情報をそれぞれ公開し合って、どういう方向が正しいのか、いいのかということを経験しなければなりません。

そこは全部公開というわけにはいかないと思いますけれども、府として最終的にどういう決定をするのかということからは、これだけ関係者が多いわけですから、オープンに決めていかないと、あかんのじゃないかなと考えております。

まだそういう段階まで来ていませんけれども、早急にそういうスケジュールも含めて検討していきたいと思っております。

《記者》 今回、国が方針を出すまでに、流域委員会が結論を出してから2年以上かかっているわけで、地方自治体としては、なかなか結論が、出なくて振り回されたという側面もあると思うんですけども、この国土交通省の今回の一連の問題に対する対応についてはどう考えますか。

知事 公共事業に関してはほんとうに時間がかかるというのが、道路にしてもダムにしても、事を複雑にしてきた大きな要因ですよ。そういうことからいうと、2年というのは、国土交通省としてはかなり頑張ってもらった結果じゃないでしょうか。しかも、事業に着手していたものがかなりある中での今回の決定ですから、私は真摯に対応されたと思っております。

ただ、その間、どうしても、ある程度地方自治体とか、私どもの例でいえば、阪神水道企業団ですとか、関係のところの動きや意思も確認しなさいけませんから、そういう意味では2年というのはリーズナブルな範囲の時間なんじゃないかなと思います。振り回されるというか、こういう時代ですから、お互いに知恵を寄せ合って、要らない公共事業はやらない、しかし、必要な機能はきちんと確保していくということで、一緒に知恵を出していく以外ないんじゃないでしょうかね。

《記者》 ダムの事業がよくわかっていなくて恐縮なんですけど、これまで投じた費用が、地元負担と大阪府からの負担もあるんですよね。

知事 あります。

《記者》 それはどのようになるのかなと思っております。

企画室 国の関係でございますか。

知事 水と緑のこと？

《記者》 ダムです。



企画室 今回、国が当面実施しないと言っています大戸川ダムと余野川ダムについて、これまで府は、これは府営水道も含めてですけれども、投じた金額というのは、合計して約158億円と計算しております。

《記者》 丹生ダムも入っているんですか。

企画室 丹生ダムは入っておりません。

《記者》 丹生ダムも含めた額は？

企画室 丹生ダムも含めると、丹生ダムはこれに約50億円が乗りますので、208億円ということになります。

《記者》 そのお金がどうなるのかなと思うんですけど、その点はどのように。

知事 これは、これからの協議次第です。

企画室 それぞれ撤退のルールがございますので、それにのっとって費用を計算していくことになります。現時点では、そこまで詳細にはまだできておりませんが、今後、国のほうから示されてくるというふうに思います。

知事 一義的には国の管理ですから、国の意思決定によって影響を受ける部分は、本来、代替措置か、広い意味での補償をきちっとしてもらうというのが基本だと思います。

平成16年(2004年)5月18日

箕面市水道部

## 北部水道事業の見直しに関する取り組みについて

## 1 現 状

## (1) 水道事業

\* 「水と緑の健康都市」建設に伴う水需要の増加に対応して安定的に給水するため、平成3年度に水道事業認可を受け、猪名川総合開発事業(余野川ダム)を水源として、事業を進めてきている。[12年経過]

## (2) 水と緑の健康都市

\* 平成14年5月に開発規模等の見直しに関して府市で基本合意し、都市計画・区画整理事業が変更され、平成19年春まちびらきを目標とし、引き続き大阪府が建設する計画である。[区域内戸数2,900戸、居住人口9,600人]

## (3) 水源変更と余野川ダム

\* 府営水への水源変更は、府営水道第7次拡張事業計画(変更)により豊能町及び能勢町へ給水されること、並びに大阪府から変更の検討を要請されたことなど、水源状況の変化を踏まえ、経済性、安定性等を勘案して取り組んできている。

\* 利水変更にあたっては、近畿地方整備局に働きかけを行ってきているが、現在策定中の「淀川水系河川整備計画」において、ダム事業の治水・利水に関する調査検討が進められており、その動静、進捗を待たねばならない状況である。

\* 本市ダム利水の見直し結果が明確になるには、一定期間が必要と見込まれる。

\* ダム利水変更に関して、平成16年<sup>2004年</sup>2月25日特定多目的ダム法施行令が改正され、利水の取下げや縮小の場合の費用負担ルールが整備された。【別添資料】

## 2 事業見直しの概要

## (1) 経営規模

「水と緑の健康都市」の基本合意による計画居住人口等に基づいて、将来計画は給水人口、給水量をともに約半分程度に縮小するなど所要の変更を行う。

## (2) 水源及び事業認可の変更時期

\* 水源変更は、現時点では余野川ダム使用権設定予定者で、そのうえ府営水道を導入すれば二重の水源負担となるので、事業の経営、計画の合理性を確保する観点から、水道事業認可とあわせて同時一体で変更する必要がある。

\*このため、水道事業変更に係る条例改正議会議決の時期は、淀川水系河川整備計画中の余野川ダム利水の動向を十分に見極めつつ、事務を進める予定である。

(3) 変更概要 (現行簡易水道及び水と緑の健康都市区域)

区 分	現 計 画	変 更 概 要	比 較	将来見通し案
計 画 目 標 年 次	平成22年度	平成22年度	(2010年)	水緑の成熟時
計 画 給 水 人 口	20,400人	3,000人	△17,400人	10,200人
1 日 最 大 給 水 量	9,700m <sup>3</sup>	1,350m <sup>3</sup>	△ 8,350m <sup>3</sup>	4,900m <sup>3</sup>
うち「水と緑」	8,235m <sup>3</sup>	1,000m <sup>3</sup>	△ 7,235m <sup>3</sup>	4,550m <sup>3</sup>
うち止々呂美	1,465m <sup>3</sup>	350m <sup>3</sup>	△ 1,115m <sup>3</sup>	350m <sup>3</sup>
予 定 水 源	余野川ダム 放流水	既存水源及び 大阪府営水道		大阪府営水道 浄水

\*給水人口、給水量は、上・下止々呂美簡易水道及び「水と緑の健康都市」区域の合計値である。

\*変更概要は、平成14年度末時点を基礎としているため、水と緑の健康都市の年間住宅建設戸数に係る協議調整、止々呂美地区の人口、給水量の推移見通しの変化により、所要の修正が必要になる。

3 「水緑」への給水について

\*府営水道導入等の事業着手は、関係市議会議決、水道事業変更認可の後になる。

\*その後の調査設計や工事期間を勘案すると、まちびらき時期(平成19年春)においての給水開始は困難な状況であることから、当分の間の暫定給水<sup>2007/4</sup>に関し大阪府と共同協力により代替水源や給水ルート等の協議調整を進めていくこととしている。



特定多目的ダム法施行令《改正概要・抜粋》

平成16年2月25日施行

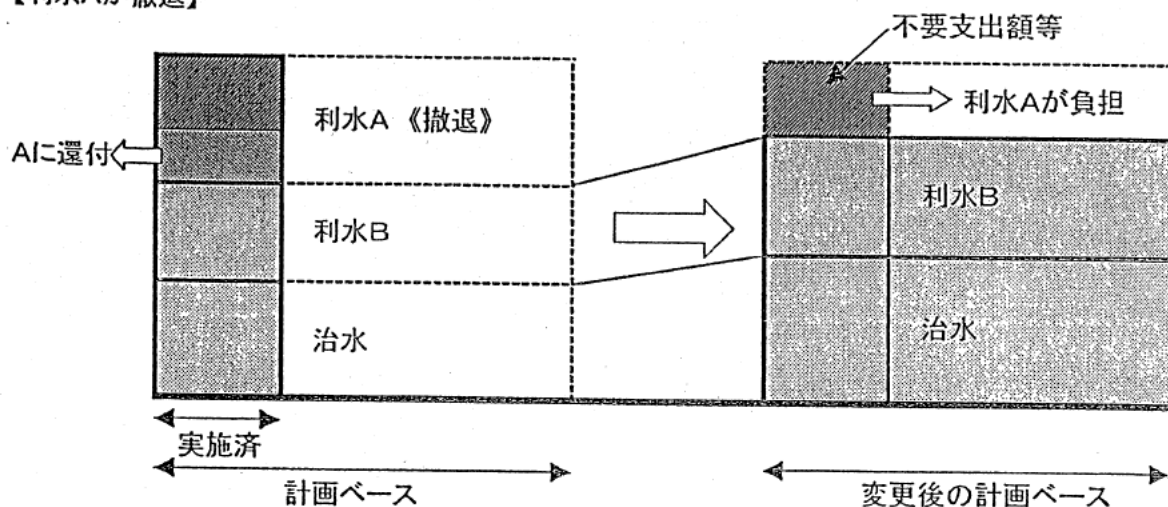
事業縮小・廃止の場合の費用負担ルール（概要）

特定多目的ダム法（以下「特ダム法」という。）において、ダム使用权設定予定者が事業から撤退又は減量したことにより事業を縮小又は廃止する場合の費用負担は、独立行政法人水資源機構法（以下「機構法」という。）で定めた撤退ルールを参考にし、以下のとおりとする。

**I. 利水者の撤退による事業縮小の場合**

特ダム法において、ダム使用权設定予定者が事業からの撤退または参画規模を縮小することにより事業が縮小された場合は、機構法の事業縮小の場合の負担ルールと同様に考え、撤退者は不要支出額と残存事業者の投資可能限度額を超えた分（以下「不要支出額等」という。）を、参画規模を縮小した者は、計画変更後の多目的ダムの建設費用に対する負担分及び不要支出額等を負担することとする（特定多目的ダム法施行令（以下「令」という。）第1条の2第2項）。撤退者が既に納付した負担金の額が撤退に伴い負担することとされた事業の縮小に伴う不要支出額等の額を超える場合は、既に納付した負担金の額から不要支出額等を控除した額を還付する（令第14条の2第2号）。

【利水Aが撤退】



＝ 費用負担について ＝

現在、余野川ダムは治水・利水について調査検討中で、ダム容量、堤体の高さ、治水利水の容量配分、事業費などが変更される見通しである。

このため、本市の利水が無くなる場合の費用負担については、ダム計画の変更内容が確定した段階でなければ算定されません。また、調査検討の結果によって、必ずしも余野川ダムが上記のようになるものではありません。念のため。